

保険・年金



産前産後期間の国民年金保険料の免除制度開始のお知らせ

平成31年4月1日から国民年金第1号被保険者にかかる産前産後期間の保険料免除制度が施行されます。国民年金の第1号被保険者の方は届出を行うことで、国民年金の保険料が一定期間免除(この期間は納付したものとみなされます)となります。

免除期間は、出産予定日、または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)です。

※「出産」とは妊娠85日(4か月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含みます。
対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期 4月1日から受付できます。それ以降は、出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

必要なもの

① 出産をされた(予定を含む)方の年金手帳

② 印鑑

③ 母子健康手帳

※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

国民年金保険料の学生納付特例申請手続きのお知らせ

国民年金の第1号被保険者である学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

納付特例承認期間は年金額には反映されませんが、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求する場合は、資格期間の対象となります(10年以内に追納すると年金額に反映されます)。

平成30年度に申請された方で、今後も在学予定期間がある方には、日本年金機構から申請書(はがき形式)が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、必要事項を記入し、投函してください。

対象 前年の所得が118万円以下(扶養親族がない場合)である20

歳以上の学生

必要なもの

① 年金手帳

② 学生証(有効期限が平成32年3月末日であるもの)、または在学証明書(発行日が平成31年4月1日以降のもの)

※学生証(表・裏)はコピー可

③ 印鑑

詳しくは、お問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

障害基礎年金制度のお知らせ

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

ただし、**障害基礎年金**は病気やけがで初めて医師、または歯科医師の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合(20歳前や60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいるあいだに初診日がある場合を含みます)に請求できます(必ず受け取ることができません)。

また、障害基礎年金を請求するた

めには、年金の納付状況などの条件が設けられている場合があります。請求の条件・方法等は請求される方によって異なるため、詳しくは、お問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168



スプレー缶・ガス缶・ライター類の出し方について

「資源ごみ」として出してください。

不燃ごみではありません。

収集日は、毎月1回(七宝地区：第2水曜日、美和地区：第3水曜日、甚目寺地区：第4水曜日)、午前9時までに、各地域のごみステーションに出してください。

出し方のルール

完全に使い切り、中味を空にして出してください。穴開けは不要です。

※中味が残っている状態で出されると、爆発や引火して大変危険です。

必ず、使い切ってから出してください。また、不燃ごみとして出されると、ごみ収集車の火災事故と

中味のあるスプレー缶の捨て方

なりますので、絶対に出さないでください。
敷地内等の風通しのよい、火気のない屋外でガス抜きを行ってください。

・ガス抜きキャップがある製品については、ガス抜きキャップを使用して中味を出し切りましょう。

・トイレットペーパーや布など吸水性のあるもので中味をすべて吸わせましょう。中味を吸わせたトイレットペーパー等は、可燃ごみとして出してください。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

4月27日(土)は、あま市530(ゴミゼロ)運動の日です

「ゴミは捨てることより捨てない精神を養う」、「自分のゴミは自分で持ち帰る」ことを基本として、「ゴミのない清潔なまちをめざし」、「ゴミゼロ運動を行います。市民の皆様もご参加をお願いします。」

※例年4月29日に行っていました
が、平成31年は天皇陛下の譲位に伴う大型連休により、4月27日に実施します。

主催 あま市530(ゴミゼロ)運動

推進連絡会

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

防災



防災カレッジ(防災リーダー養成講座)受講者募集

市では、市民の生命・財産を守るため、地域防災力の強化を目指して、各種防災対策に取り組んでいます。

災害発生直後は、住民同士が力を合わせて行動する「みんなで支え合い、助け合う(共助)」の活動が最も有効といわれていることから、自主防災活動の指導や、住民へのアドバイス等、地域の防災活動に取り組んでいた人材を養成するため開催します。

日時(全4日間)

5月19・26日(日)・6月16・23日(日)

午前9時～11時30分

場所 甚目寺庁舎 大会議室

※6月23日のみ美和小学校校体育館

対象者 18歳以上で、受講後、防災活動に取り組んでいただける方

定員 50人(先着順)

講座内容(予定) 地域の備えを避難

所運営の視点から考えるワーク

シヨップ、感染症を出さない安全&安心な避難所運営講座、災害図上訓練(HUG)、避難所体験訓練

参加費 無料

申込 4月19日(金)までに窓口もしくは電話でお申し込みください。

問合せ 安全安心課

☎444・0862

防犯



春の安全なまちづくり県民運動

5月11日(土)～20日(月)

運動の重点

○住宅を対象とした侵入盗の防止

年間取組事項

○自動車盗の防止

○特殊詐欺の被害防止

○子どもと女性の犯罪被害防止

問合せ 安全安心課

☎444・0862

平成31年中 交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	7人
津島警察署管内	1人
あま市	0人

平成31年1月末現在

交通安全



あま市月別 窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	平成31年 1月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	3件	-3件
乗物盗 (自動車盗など)	10件	+3件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	20件	+4件
計	33件	+4件

交通安全まんが
みどりちゃん
沢村ツトム



春の全国交通安全運動
5月11日(土)～20日(月)
(県内)斉大監視5月15日(水)

スローガン
ストップ・ザ 交通事故
高めようモラル 守ろうルール
サブスローガン
広めよう 交通安全スリールS運動

運動重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 歩行者・自転車の交通事故防止
- 交差点事故の防止
- 飲酒運転の根絶
- すべての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底

広報重点

- 横断歩道 歩行者見たら ます止まれ!
- その横断 見てます真似ます 子どもたち
- あぶないよ ながら運転 自転車も

問合せ 安全安心課

☎444・0862

ヒヤリハット・あ！マップ意見募集

市内で交通事故にあいそうになった、「ヒヤリ」とした等の体験や危険と感じる場所の情報をアンケートにお寄せください。アンケートに基づいて危険箇所を電子地図にマップングし、市公式ウェブサイトで公開します。

応募資格 どなたでもご回答いただけます。

応募用紙 アンケート用紙は安全安心課(本庁舎)で配布しているほか、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

提出方法 安全安心課(本庁舎)窓口もしくは郵送、またはメールで提出ください。

※七宝・碓目寺市民サービスセンターでも提出可能。

注意事項

アンケート内のお名前、電話番号、ご住所欄の記入は任意です。ただし、12番の設問で「1.取材可能」とお

答えいただいた場合、アンケートの回答内容について、詳しく取材をさせていただく場合がございますのでご了承ください。マップにはご回答いただいた方のお名前や写真などの個人情報掲載されませんので、ご安心ください。締切りはありません。

その他 アンケートは一定期間保管した後に廃棄します。本アンケートで取得した個人情報は、取材時の連絡のみに利用し、それ以外の目的では使用することはありません。

問合せ 安全安心課

☎444・0862



事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.36

名称 金岩前浪踏切北交差点
場所 金岩前浪

通学路のため児童が横断するが、視界が悪いにも関わらずスピードを出しすぎる車が非常に多い。また、踏切を北進し、当該交差点を右左折する車両も多く、事故の危険が多い場所である。日頃から安全運転を心がけましょう。(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)



問合せ 安全安心課

☎444・0862

税



固定資産の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法第416条の規定により、平成31年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間 4月1日(月)から5月31日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

縦覧できる方 市内に土地、家屋を所有する方で固定資産税の納税者(土地、家屋の所有者であっても、固定資産税が課税されていない方は、縦覧ができません)

必要なもの 本人確認書類、委任状(本人・同一世帯以外の方や法人の場合)

※本人確認書類とは、氏名・生年月日・住所が記載されたもので、運転免許証・パスポート・健康保険証・個人番号カードなどです。

縦覧場所 税務課(本庁舎)
問合先 税務課

☎444・0509

その他



一般不妊治療助成事業の変更について

平成31年3月診療分から、不妊治療費の補助対象となる治療内容と対象者及び補助の上限額が変わりました。

治療内容 ホルモン療法及び人工授精(ホルモン療法が追加されました)

対象者 次の要件をすべて満たす方
①夫婦とも、または一方が市に住民票がある
②婚姻関係にある
③医療保険に加入している

④泌尿器科、産婦人科で人工授精を受けている
※年齢制限(43歳未満)はなくなりま

所得制限 夫婦の所得の合計額が730万円未満

助成期間 通算2年間
助成金額 自己負担額の2分の1(上限50,000円(平成30年末

では45,000円))

問合先 甚目寺保健センター

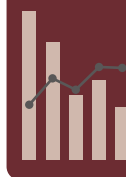
☎443・0005

七宝保健センター

☎441・5665
美和保健センター

☎443・3838

統計



工業統計調査にご協力お願いします
製造業を対象とした工業統計調査を、6月1日現在で行います。

調査の実施に当たっては、5月初旬から7月初旬に調査員がお伺いします。調査票の記入内容は統計法に基づき秘密が厳守されます。

工業統計調査へのご理解、ご協力をお願いします。

問合先 企画政策課

☎444・1712

寄附



寄附のお礼

市民の方

高齢者福祉として現金10万円ご厚意ありがとうございました。

問合先 総務課

☎444・1711

寄附のお礼

JA海部東及びJA海部東女性部様から、子育て支援に役立てていただきたいと現金12万円のご寄附がありました。

ここにお礼を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

